

平成 19 年度第 1 回 千葉県情報公開推進会議会議録

1 会議の日時 平成 19 年 5 月 17 日（木）午後 2 時から 3 時 50 分

2 場 所 千葉県庁本庁舎 1 階 多目的ホール

3 出席者の氏名

(1) 委員

多賀谷会長、赤田委員、朝比奈委員、伊藤委員、井上委員、魚住委員、漆原委員、大西委員、岡田委員、齋藤委員、菅野委員、平野委員、松林委員（委員：五十音順）

(2) 事務局職員

岩下総務部次長、浅岡政策法務課長、鈴木室長（情報公開・個人情報センター）、宇井副課長、情報公開・個人情報センター職員

4 会議に付した事案の件名

- (1) 苦情処理等の報告について
- (2) 開示請求書における受付番号の取得について
- (3) 支障事案への対応策について
- (4) 事務取扱要綱等の改正について
- (5) 平成 18 年度行政文書の開示等の実施状況について
- (6) 第 11 回全国情報公開度ランキングについて
- (7) 千葉県情報公開推進会議の活動実績について

5 議事の概要

事務局（石村） 御参集いただきまして、ありがとうございます。本日は、大野委員、久保田委員からは欠席の御連絡をいただいておりますが、ただ今の出席委員は半数を超えており、定足数に達しております。

それでは定刻でございますので、ただ今から平成 19 年度第 1 回千葉県情報公開推進会議を開催いたします。議事に先立ちまして、県の職員につきましては、この 4 月 1 日付けで定期人事異動がありましたので紹介させていただきます。

まず岩下総務部次長でございます。

岩下次長 岩下です。どうぞよろしくお願ひいたします。

事務局（石村） 次に総務部政策法務課、浅岡課長でございます。

浅岡課長 浅岡でございます。よろしくお願ひします。

事務局（石村） 同じく政策法務課、情報公開・個人情報センターの鈴木室長でございます。

鈴木室長 鈴木です。引き続きよろしくお願ひします。

事務局（石村） 同じく政策法務課、宇井副課長でございます。

宇井副課長 宇井です。よろしく申し上げます。

事務局（石村） そのほか、私も含めて情報公開・個人情報センターの職員でございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは次に、本日お配りしております資料について御確認をお願いいたします。お配りしてあります資料を申し上げますと、「次第」、「名簿」、「座席表」、その下に資料 1 から資料 7 までの資料となっております。御確認をお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは議事の進行につきまして、会長をお願いいたします。多賀谷会長よろしく願いいたします。

多賀谷会長 それでは議事に入りますけれども、その前に、本日の議事録署名人を指名させていただきたいと思っております。議事録署名人は、できれば漆原委員をお願いいたします。よろしく願いいたします。

漆原委員 はい。

多賀谷会長 本日は、議題として御通知いたしましたのは、「苦情処理等の報告」についてであります。またそのほか、「開示請求書における受付番号の取得について」等、6 件の報告を予定しております。そこでまず議題であるところの「苦情処理等の報告」について、事務局に御説明いただきたいと思います。

事務局（鈴木） それでは事務局から御説明いたします。お配りしてあります資料、インデックスに資料 1 と振られたページをお開きください。「苦情処理等の報告について」というものです。その裏の 2 ページ目です。「苦情調査処理状況一覧」、前回の推進会議以降 2 件の苦情の申出がありました。その 2 件です。

まず苦情事案 1 について御説明いたします。申出日が平成 19 年 4 月 3 日、実施機関は教育委員会、担当課は教職員課です。苦情の内容を読み上げます。「千葉県教育委員会は職員をして『情報公開条例に全ては書いていない』と主張し、独自に公開非公開の判断を行い、同一情報について、ある場合には開示し、その余の場合には開示しないなど恣意的工作を行っている。もしもこのような行為が許されるなら、千葉県において情報公開制度は成立しなくなる。千葉県情報公開推進会議の真摯で公正な判断と迅速な是正措置が必要である」というものです。

ここでちょっと補足させていただきます。この苦情の内容と申しますか、背景です。これにつきましては、申出人が開示請求を行ったと。県立学校職員に対する懲戒処分に関する文書を請求した。ところが、いざ実施の段階になってみると、懲戒処分に至る非行事実の概要や、処分の

内容が不開示となっている。しかしこれらの情報は、実施機関自らが記者発表し新聞報道されているものであると。実施機関の対応は矛盾している。そこで実施機関の担当者に確認したところ、1年以上経過した過去の処分については開示しないという説明があった。1年を過ぎたら開示しないとの規定など条例にはなく、実施機関は恣意的な運用を行っているということで、本件苦情の申出に至ったものと思われま

す。この苦情に対しまして、処理状況、審議状況ですが、平成19年4月10日及び23日に処理方針の検討を行っていただきました。その結果、5月7日付けで処理結果通知を発しております。処理結果の所を読み上げます。「本件苦情は、千葉県情報公開条例に基づく行政文書部分開示決定に係る不開示の判断に対する苦情と解されることから、行政不服審査法による不服申立てをすることができるものに係る苦情であり、情報公開推進会議が担任する苦情として処理することは適当でない」と判断する」という処理結果、御判断をいただいたというものです。

続きまして、苦情事案2について御説明いたします。苦情事案2、申出日が5月8日で、実施機関は知事、担当課は健康福祉部の保険指導課です。苦情の内容を読み上げます。「不開示決定をすると異議申立てされ、その理由で県職員の不法行為が明らかになるため、却下決定しようと、条例第7条第2項（補正要求）を悪用している。1 形式上の不備がないのに補正要求した。2 開示請求対象の行政文書でない文書を特定させようとした。3 補正に必要な相当の期間を設けなかった。4 国保指導室が両方担当なのに介護保険室を担当にした」というものです。

ここでちょっと補足させていただきます。この背景等について御説明いたしますと、申出人が行政文書開示請求を行ったと。ところが、その請求書の文言だけでは文書の特定が困難だということで、実施機関が補正を求めました。補正を求めるに当たっては、請求内容に関係すると思われる文書を示し、「こんな文書がありますがどうでしょうか」というような形で補正を求めた。すると申出人の方で、そもそも形式上の不備がないんだから、補正はおかしいじゃないかと。開示請求対象の行政文書でない文書をわざわざ補正要求書に書いて特定させようとした等々の苦情に及んだというものと思われま

す。この苦情事案2につきましては、5月8日に申出があったばかりですので、本日はこのような苦情があったという御報告だけです。

資料1に関する御説明は以上のとおりです。

多賀谷会長

菅野部会長から何か補足がございますか。

菅野委員

特に補足はないのですけれども、今回、苦情事案1について、弁護士3人で審議をした訳ですけれども、いわゆる条例上の会議が第27条の2ですか。千葉県情報公開推進会議というのが、条例の第27条の2で規定されておりまして、情報公開を進める上でいろんな問題点があったときに申し出てもらって、ここでいろいろ協議をして、情報公開制度というものを真にそういう制度として正しい運用をしていってもらう。そういうふうを考えられて作られていて、その中で苦情というものがあつたときについては、苦情処理調査部会というものを設けて、そこで調査をして最終的には推進会議で承認をしていただくということになるのですが、その苦情自体も条例の第27条の2第3項に書いてあるんですけれども、「情報公開に係る事務についての苦情があるときは」ということで、非常に広く苦情が申し立てられるように書かれていますが、実際上は「次の各号に掲げる苦情について」は、推進会議で審議できないという形にしております。情報公開審査会とか、それから行政不服審査法によって、きちんと法的に不服申立てができる、そういうものについては推進会議の苦情処理調査部会では扱わないという形で、条例上きちんと手続をとっていただいて、しかるべき機関で審議をしていただくと、こういう構成をとっております。

本件について、3人で協議したところ、これは申し立てられている苦情の内容を見ますと、結局、情報公開に係る苦情ではありますが、不開示を恣意的にしているとか、今回の不開示について不服があるという苦情になっておりますので、これは推進会議の苦情処理調査部会ではなくて、本来の行政不服審査法による不服申立てができるという場合に該当すると考えましたので、正規の手続でやってもらうのが筋だと判断をして、こういう決定をしたというふうを考えております。以上です。

多賀谷会長

御意見ございますか。これは、正直言いますとやや悩ましい話でありまして、この事案、懲戒処分につきましては、懲戒処分を出された直後は、報道機関に対して県の方として積極的に公開をしたわけでありまして、したがって、その段階では、具体的な情報はオープンになっており、その段階で情報公開請求をすれば、たぶん出てきた事案だろうと。

ただし一度報道したものについて、すべてその後も公表していくのかということについては、ほかの事案でもこれは悩ましいところなんです。が、一定期間は公表をしよう。しかしそれを過ぎたら、一般の情報公開の基準に戻って開示、不開示を判断するという、たぶんそういう運用

を県の方としてはされているのだらうと思います。

判断が微妙なのは、現在では県の方としては、1年経っているのもう情報提供はしないと。その後は情報公開条例に基づく基準で判断するというふうにお考えになっているわけです。その運用ということです。申出人の方は、それは、ばらばらじゃないかと言うんですけども、いったん公表したら、ずっとその後も公表しなければいけないかという、それは必ずしもそうではありませんで、公表することによる市民の利益と、公表される方、要するにそういうことを言っでは申し訳ないけれど、見せしめ的にオープンになるということによる懲戒処分を受けた方の不利益との間のバランスを1年というところでとっているという、そういうふうにご考慮いただければと思います。

そのバランスのとり方がおかしいと。要するに一度公表したら2年でも、3年でも、10年でもオープンにしろという、そういう申出であるというような感じもしない訳でもないですけども、それもちょっと、この情報公開推進会議の対象として、やや外れているようなところがあって、私も結論としては、これは苦情の申出で受けるような話とはちょっと違うんじゃないかと。

ただし、申出人に対して、今のようなあり方と申しますか、要するに1年たったら公表しないと、そういう両方の法益のバランスをとっているんだということをよく説明していただいた方がよろしいのではないかと思います。

そのほか、よろしいですか。それでは、苦情処理の報告につきまして、以上とさせていただきます。

次に移りたいと思います。次は報告案件でございます。それでは次第に従って、事務局から順次、御説明ください。

事務局（鈴木） それでは資料2を御覧ください。「行政文書開示請求書における受付番号の取得について」ということで御報告させていただきます。この受付番号の取得についてということですが、その概要は1にまとめてあります。

情報公開推進会議より、請求者の利便に資する等の観点から、開示請求書を収受する際に番号を付けてみてはどうかという御意見をいただきました。県民の視点に立った行政サービスという観点、また、他県の実施状況を勘案した結果、行政文書開示請求書及び決定通知書に受付番号を付けることといたしました。

中段の絵の下を御覧ください。「受付番号制度の概要」、これについて

御説明いたしますと、まず 1 点目として、開示請求書を受け付ける際に、収受印と共に受付番号を付けます。2 点目として、受付番号は、情報公開・個人情報センターで一括管理いたします。3 点目として、決定通知書等には受付番号を記載し、どの請求に対する決定なのか、どの請求に対する通知なのか分かるように、請求者にお知らせするというものです。

「4 その他」の(1)を御覧ください。平成 19 年 4 月 1 日収受の開示請求書より開始するというので、この 4 月 1 日から受付番号制度を開始いたしました。(3)を御覧ください。受付番号の記載例ということで、収受印の下の受付番号を通し番号として採番するというものです。

資料 2 の説明は以上のとおりです。

多賀谷会長 受付番号の取得について、何か御意見、御質問はありますか。これは、推進会議の方から御意見があって、こういう形で制度を作りました。これは、全体の通し番号ということですね。

事務局(鈴木) はい、通し番号です。

多賀谷会長 同じ日に、例えば教育委員会と知事部局で請求を受け付けた場合でも、時間的に先の方が先の番号になるということですね。

事務局(鈴木) はい、受け付けた順番です。

多賀谷会長 そのほか、よろしいでしょうか。それでは次に移っていただきます。

事務局(鈴木) 続きまして、資料 3 を御覧ください。「支障事案への対応策について」という資料です。これについて御説明をいたします。

まず支障事案の対応策、その「支障事案」とはどんなものかということから簡単に御説明させていただきます。「1 支障事案等報告について 支障事案報告とは」ということで、これは情報公開条例第 27 条の 2 を受けて策定された「千葉県情報公開推進会議の議事及び運営に関する要領」、この要領はお手元にお配りしておりますピンクのファイルにつづってあるかと思えます。この要領第 11 条に定められた報告であると。情報公開制度の円滑な運営に支障があると考えられる事案について、実施機関が情報公開推進会議に報告するものであるというものです。

そして、実際、昨年度、平成 18 年 10 月 16 日に実施機関から報告がありました。

は、その事案の概要です。開示請求書の「開示請求する行政文書の件名又は内容」欄に、「保険指導課が介護保険法や、同法に関する国からの事務連絡の解釈等を間違えていたことがわかる一切の書類」と記載し、9 所属を指定して同内容の請求をしたものである。

では、どういう支障があるか。 の支障の概要です。本件につきまし

ては、実施機関では確認できない事実、すなわち請求人の主観に基づく事実、「保険指導課が法解釈等を間違えている」といった請求人の主観に基づく事実を前提とした表現を記載しているため文書の特定ができない。やむを得ず、その事実があった場合に存在する可能性がある文書を仮定し、その文書は保有していないので不存在を理由とする不開示決定を行っている。

そういう対応をしていると同様の請求が繰り返され、実施機関はこのような請求に対して平成 17 年度は 1,000 件を超える決定を行っている。今後、実施機関としては、条例第 7 条第 1 項第 4 号の「行政文書を特定するに足りる事項」が記載されていないことを理由に、請求を却下することも検討しているというような報告でした。

この報告を受けて、情報公開推進会議で検討いただきました。それが 2 の「千葉県情報公開推進会議での検討結果」です。平成 18 年 10 月 25 日、苦情処理調査部会に御報告いたしました。そして、平成 18 年 11 月 17 日、平成 18 年度の第 2 回情報公開推進会議で取り上げていただきました。その推進会議の際にいただいた御意見を a、b、c と整理いたしました。

a「この請求人の場合、6 条（開示請求権の濫用禁止）違反も考えられる」、b「却下に対する異議申立てがあった場合、審査会へ諮問しないことについて条例の規定上諮問を要しないということは理解できる。しかし判断が微妙なものもある。国の答申もあり、できれば審査会で審査できないか」という御意見。そして c「文書不特定による却下を一般に認めるのは、実施機関が権利濫用をする危険性がある。しかし、この件については特殊な事例であり、仕方がないだろう」というような御意見をいただいたところです。

6 ページを御覧ください。では、この推進会議の御意見をいただいたその上で、県としてどのような対応を考えたか、それが 3 の「対応策」です。推進会議の意見を踏まえて、次のような対応策を考えたというものです。読み上げます。

「権利濫用及び文書不特定と判断される開示請求に対する却下に係る不服申立てがあった場合、実施機関は情報公開審査会に意見照会を行い、回答を得てから決定又は裁決を行う。意見照会の審査は、諮問の審査より簡易な手続とする」というような対応策です。

では、その理由といたしますか、考え方はどのようなものかといいますと、a、b、c があります。まず a です。権利濫用や文書不特定を理由と

する却下、これらは単なる形式不備の却下より判断が難しい場合も考えられるため、これらの却下に係る不服申立ての決定に当たっては、実施機関の判断だけでなく第三者の意見を聴きますということ。

そしてbです。条例第6条（権利濫用禁止）違反を理由とする却下に係る不服申立ての決定に当たっては、すでに審査会の意見を聴くこととなっていたということ。

そしてcです。千葉県行政組織条例で定められている審査会の担当事務は情報公開条例第20条の諮問に対する答申と意見具申であり、条例以外の事項について実施機関が審査会に諮問することは予定されていないので、諮問でなく意見照会としますというようなものです。

このような考え方に基つきまして、却下に対する不服申立てがあった場合は、審査会という第三者機関に意見照会をし、審査会の御意見をいただいた上で不服申立てに対する決定・裁決を行うというような対応を考えました。

そして、4の「要綱の改正等」です。では具体的に要綱、解釈運用基準で、その辺を改正する必要があるなということで、解釈運用基準、要綱、そして情報公開審査会の議事運営要領の改正を行いました。改正の内容は後ろの方の資料で出てきますので追って御説明いたします。

では、具体的にどんな流れかということ、どういう流れを想定しているかということを7ページのフロー図で御説明いたします。一番右側の開示請求者の欄を御覧ください。開示請求書があります。実施機関に提出されました。ところが、どうも文書の特定が困難であるとなった場合、実施機関は補正を求めます。しかし開示請求者から応答がない。若しくは補正されないというような場合に、実施機関は開示請求に対する却下を行います。すると、請求者は却下に対して不服があるということで異議申立てを行うことが考えられます。異議申立てがあった場合に実施機関は情報公開審査会に意見照会をいたします。審査会ではその意見照会に対して審議をし、そもそも却下は妥当だったのかどうか回答をいたします。実施機関はその審査会の回答を尊重して異議申立てに対する決定を行うというような流れを想定いたしました。

支障事案についての説明は以上のとおりです。

多賀谷会長

はい、ありがとうございました。今の支障事案の対応策につきまして、御質問、御意見等ございますか。

通常の形式的な補正の場合には、その場で対応すればよろしい訳ですけども、補正の名の下、それが現実には事案の内容に係わる請求者と実

施機関の意見の対立である場合には、やはりそれは客観的な判断が間に入った方がいいだろうという議論を確かしたと思います。その手続として、審査会に意見照会を行うということです。

この場合の意見照会を受けての審査会による手続というのは、諮問に係る答申に比べて簡易な手続にするという感じになっていますけど、具体的な手続は審査会の方ではまだ決めていらっしゃらないでしょうね。

事務局（鈴木） 審査会の中の手続につきましては、審査会にお諮りいたしました。そして、審査会の議事運営に関する要領を改正いたしました。通常の諮問に比べて、実施機関から理由説明書を出させるとか、申立人から意見書を出させるとか、そういった手続を省いて、基本的には書面だけでどんどん判断していただくというようなことで御了解をいただきました。

多賀谷会長 その場合に、申立人からは書面で苦情と申しますか、こういう特定に関しての主張を書面を出していただくということですか。

事務局（鈴木） 申立人からは異議申立書を当然出していただきますので、基本的にはそれをもって審査していただくと思います。必要に応じて追加の書面を求めるかどうかは、また審査会に御判断いただくかと思っています。

多賀谷会長 どなたか、何か御意見ありますでしょうか。

やや微妙なのは、その場合に、申立人が「口頭で意見を申し立てる機会を与えよ」と主張するという事はないかなと多少危惧はしますけれども、その場合にもあえて一切否定するというふうにはしていただかない方がいいような気がします。どうしても言いたいというときには、それを認めるというふうにした方が良くはないかと思っています。

事務局（鈴木） 原則として、簡易な処理ということを念頭に置いております。ですので、基本的には書面でというふうに、審査会ではお話をさせていただきました。

多賀谷会長 基本的には書面で結構ですけれども。

そのほか何かございますか。これはまだ運用の実例はないでしょうね。

事務局（鈴木） まだありません。ただ先ほどの支障事案の所で御説明しました文書の特定が困難な請求。苦情の申出のありました事案の2の関係、そこら辺が非常に悩ましい請求でした。ただ、それにつきましては補正を求めて、その回答で文書が特定できたというようなことを実施機関から聞いております。ですから具体的な事例というのはまだ発生しておりません。

多賀谷会長 そういう感じで背後に審査会があるとすると、実施機関の方も本気になって補正をするでしょうし、両方で特定の努力をするという感じになる。審査会に意見照会が行くというのは、伝家の宝刀的になった方が確

かにいいという点はある。

松林委員 異議申立ての回答をするまでに、情報公開審査会の方の回答を待てという話になるのですが、本来、異議申立てと異議申立てに対する回答というのは行政不服審査法に関係する訳ですよ。

多賀谷会長 そうです。

松林委員 再審査で、その後同じような結論になった場合は当然訴訟ということになる訳ですけど、法廷に行くということになりますけれど、その場合の行政不服審査法と情報公開審査会への諮問というか。

多賀谷会長 意見照会のことですね。

松林委員 情報公開審査会で検討いただいてという部分については、行政不服審査法には全然抵触していないのかということをつかいたら教えてください。

事務局（鈴木） 行政不服審査法上の手続としては、異議申立てがあればそれに対して行政庁は裁決なり決定をする、というだけです。したがって、審査会の制度というのは、行政不服審査法の制度に上乗せしたような意味合いがあります。つまり正確といいますが、公正な判断を担保するという意味で第三者機関たる審査会の意見を聴きましょうというものです。したがって、審査会制度そのものが行政不服審査法の制度に抵触するということはありません。

多賀谷会長 これは審査会の方として、簡易な手続といっても、審査会の委員全員で御審議なさるのですか。

事務局（鈴木） 基本的には部会で御審議いただきたいと。

多賀谷会長 部会は3人くらいですか。

事務局（鈴木） 4人で構成されています。

多賀谷会長 4人で御審議されるのですか。そのほか、よろしいでしょうか。

それではこういう形で運用していただいて、現実に事案がどういうふうに処理されたかを見て、また対応を考えるとということにし、不具合があったら対応の見直しを考えるとということにしたいと思います。

次の案件、先ほどの手続的な話でしょうけど、次の「事務取扱要綱等の改正について」を御説明ください。

事務局（鈴木） それでは資料4をお開きください。千葉県では、情報公開推進会議からいただいた御意見等を踏まえまして、情報公開制度の改正、制度の見直しを行いました。必要に応じて、解釈運用基準、事務取扱要綱の改正を行いました。平成18年度末に行ったその改正について、今回御報告しようとするものです。

では資料 8 ページの「1 主な改正点」の(1)受付番号の取得に関する
こと、これについては要綱を改正いたしました。そして(2)を飛ばし
て、(3)を先に説明させていただきますが、先ほど御説明いたしました
支障事案の対応に関する事で、これについては解釈運用基準、要綱等
を改正いたしました。

戻って(2)です。これは異議申立てから諮問まで、また答申から決
定まで、不服申立ての処理期間に関する事について見直しを行いまし
た。こういった不服申立て事案の事務処理の迅速化を図ろうというこ
で改正を行いました。

どういった改正か。(2)のアですが、実施機関において審査会に諮問
をして答申を受けたと。原処分が妥当だという答申を受けた場合は、30
日を標準的な処理期間として不服申立てに対する決定を行いましょ
うと。原処分を妥当とするもの以外の事案、一部開示すべきとか、
そういった答申をいただいた事案は 60 日を標準的な処理期間とし
て不服申立てに対する決定を行いましょいう標準的な処理期間を
決めました。それが 1 点です。

2 点目、(2)のイです。以下の事案については理由等を年 1 回公表
する。これは、諮問までに長期を要した事案、若しくは答申から決
定までに長期を要した事案、共に 90 日を超えたような事案につ
いては、その理由を公表していきましょうと。具体的には、毎年 10
月ごろ、うちの方で公表しております年次報告書において公表して
いきましょうと。この公表は平成 18 年度分から実施しましょ
うというふうな見直しを行
ったというものです。

次に「2 その他の改正点」(1)法令の改正に伴う改正、これは文言
の整理です。会社法の関係で文言の整理を行いました。(2)担当課(所)
は、異議申立人の求めに応じて、事務処理の進行状況及び見通し等
について回答する。これは先ほど主な改正点で説明した、不服申立
て事案の事務処理の迅速化の意味合いも含めて、確認的に規定しま
しょうというものです。そして(3)答申後に答申の内容に影響を及ぼ
すような新たな事実等が判明した場合、審査会に報告し、原則とし
て諮問を取り下げ、改めて諮問する。

これについてちょっと御説明いたしますと、実はこれは、審査会に
諮問をして答申をいただいたと。ところが、答申をいただいた後に
新たな事実が判明した。実は文書があった。そうなった場合は、
その審査会でいただいた答申とは異なる決定をせざるを得ないとい
うような事案が発

生いたしました。そこで、そういった場合には、審査会にすぐ報告をしろと。原則として諮問を取り下げて改めて諮問しますというような手続を定めましょうと。再発防止の意味でそういった制度を作りましょうということで、このような改正を行ったというものです。

「3 施行日」ですが、平成 19 年 4 月 1 日から施行いたしました。

では、具体的にどういうふうに改正をしたのかというところが 9 ページ以降に整理しております。簡単に御説明いたします。まず 9 ページ、10 ページ、これは解釈運用基準の改正ですが、その新旧対照表を資料として添付いたしました。

まず 9 ページの一番上ですが、第 5 条、開示請求の手続の所、太字でアンダーラインをしてある所、これが改正箇所です。左側が改正後、右側が改正前で、右側を御覧ください。「商法上の会社」とある所を「会社法上の会社」というふうに文言の整理を行ったというものです。

その下で第 7 条、開示請求の手続の関係です。これは用語の整理ということで、少し表現を直したというものです。そして第 8 条第 3 号関係です。これも会社法の関係で文言を整理したというものです。

次の 10 ページに行っていただきまして、第 20 条第 1 項の関係です。「30 日を標準的な処理期間とする」、用語の整理を行ったというものです。そしてその下、第 2 項関係です。「『速やかに、当該不服申立てに対する決定又は裁決を行わなければならない。』とされていることについては、答申が原処分を妥当とする場合は 30 日を、その他の場合は 60 日を標準的な処理期間とする」ということで処理期間の運用の改善の関係をこの表現で直しました。

そして 3 の「運用上の留意点」ということで、読み上げますと、「開示請求権の濫用であると判断される開示請求、及び開示請求に係る行政文書が特定されていないと判断される開示請求に対する却下に係る不服申立てがあった場合、本条による諮問は要しないが、これらの不服申立てに対する決定又は裁決に当たっては、審査会の意見を聴くものとする」ということで審査会の意見を聴きましょうという制度をここで設けたというものです。以上が、解釈運用基準の改正点です。

続きまして 11 ページを御覧ください。11 ページ以降は事務取扱要綱の改正です。簡単に御説明していきます。

まず 11 ページの一番上の枠です。これは出先機関の規定について、定義の整理を行ったというものです。そしてその下の枠ですが、太字で書いてある所を読みますと、「開示請求に係る受付番号の管理に関するこ

と、これを総合窓口で行う事務と位置付けました。これは、受付番号の導入に係ってこのような改正を行ったというものです。その下の枠ですが、担当課(所)で行う事務として、「情報公開審査会への諮問及び意見照会に関する事」ということで、「意見照会」、これを明記いたしました。支障事案の関係で「意見照会」ということを明記いたしました。

11 ページの一番下の枠です。これは受付の際の手続です。受付番号の関係ですが、ちょっと読み上げますと、「押印するとともに、年度別の受付番号を記載して行う。各出先機関窓口で受け付ける場合には、総合窓口で電話で照会の上、受付番号を記載する。なお、この受付番号は規則第二号様式から規則第七号様式の二まで、及び別記第1号様式により通知する際、備考欄に記載する」ということで、受付番号制度について、このような規定を置いたというものです。

次に 12 ページの一番上の枠です。同様に受付番号に関しまして、開示請求書を受け付けた場合の具体の事務手続として、收受印を押印し、「受付番号を記載した後」という表現を追加いたしました。

その下の枠ですが、今度は開示するかどうかの決定についてですが、開示請求書に記載された内容に不備があると認められるときは補正を求めるという規定ぶりだったのですが、その不備について「(行政文書を特定することができない場合を含む。)」ということで、支障の案件である場合も、当然補正を求めるということを明記いたしました。

その下の枠ですが、やはりこれも支障事案関係で改正を行いました。文言の整理ですが、ちょっと読み上げますと、「当該期間内に開示請求書の不備が補正されない場合には、当該開示請求を却下することとなる。なお、この場合の補正の求めは、書面で行う。」「書面で行う」ということを明記いたしました。

その下の(エ)ですが、「却下を行う場合は、事前に総合窓口で協議する」、必ず総合窓口で相談してくださいということを明記いたしました。

一番下の枠です。これは異議申立ての処理に関する記載の部分で、やはり支障事案の関係で、行政文書を特定することができない場合に行う却下処分に係る異議申立てに対する決定に当たっては、次の 13 ページですが、「『審査会への意見照会』により審査会の意見を聴く」ということで、文書を特定することができなくて却下した場合に異議申立てがあれば、審査会への意見照会により審査会の意見を聴くということを規定したものです。

その下、13 ページですが、これは異議申立てがあった場合の取扱い、

そして審査会への諮問等の規定の所です。中段からちょっと下です。(2) 諮問までの処理期間、「異議申立書を受け付けた日から諮問までの標準的な処理期間は30日とする。諮問までに90日を超えた事案については、その理由等を年1回公表する。なお、担当課(所)は、前年度に異議申立書を受け付けた事案において、諮問までに90日を超えたものがあった場合は、毎年7月31日までにその理由等を総合窓口へ報告する」ということで、迅速な処理に関する事務処理を規定したものです。

続きまして14ページを御覧ください。14ページの一番上の枠です。「審査会への意見照会」ということで、担当課(所)は、「審査会の意見を聴く場合、次の書類を添えて審査会に照会する」という具体の手續を規定いたしました。その下の枠も支障事案関係で、文言の追加を行ったというものです。

14ページの中段以降の枠ですが、これは、異議申立てに対する決定に係る事務取扱について明記したところです。「答申及び意見の尊重等」ということで、太字の所を読みますと、「なお、意見についても、これを尊重して速やかに異議申立てに対する決定を行う」とつまり、意見照会をして、その回答をいただいた場合は、それを尊重して異議申立てに対する決定を行うということです。

そして「イ 答申を受けた後、答申の内容に影響を及ぼすような新たな事実又は事実誤認等が判明した場合は、速やかに審査会に報告した上で、原則として諮問を取り下げ、改めて諮問するものとする。なお、意見については、これに準ずる」ということで、先ほど御説明いたしました再発防止の関係でこの規定を置いたものです。

(2) 決定までの処理期間の所を読み上げます。「答申を受け付けた日から決定までの標準的な処理期間は、答申が原処分を妥当とする場合は30日、その他の場合は60日とする」、15ページに行ってくださいまして、「決定までに90日を超えた事案については、その理由等を年1回公表する」等々ということ、迅速な処理の関係で規定を置いたということです。

15ページの中段辺りの枠ですが、「8 事務処理の進行状況等」、「担当課(所)は異議申立人の求めに応じて、事務処理の進行状況及び見通し等について回答する」ということで、確認的に規定を置いたというものです。

15ページの中段以降の枠ですが、これは「申出による開示に係る事務」ということで、開示請求ではなくて、開示の申出があった場合も、同様

に受付番号を付していきましょうということで規定を置きました。

そして附則、「平成 19 年 4 月 1 日から施行する」ということで、以上、支障事案の関係であるとか、受付番号の関係であるとか、迅速な不服申立ての処理等々について規定を改正したということです。資料 4 についての説明は以上のとおりです。

多賀谷会長 はい、ありがとうございます。千葉県の場合には手続を変えると、これだけたくさん規定をいじらなければいけなくて大変でしょうけれど。申出書の受付番号というのは、請求書の番号とは別の番号と理解してよろしいですか。

事務局（鈴木） はい、申出は別です。

多賀谷会長 何か御意見等ございますか。

漆原委員 ちょっと教えていただきたいのですが、例えば 12 ページに、これはもちろん新旧ともあるのですが、「相当の期間を定めて」という文言がありますが、この「相当の期間」というのは、通常どのくらいで考えたらよろしいですか。それで実際問題どれくらいの期間を与えられているのでしょうか。

それからもう一つは、弁護士さんにお伺いしたいんですが、「訴訟上の相当の期間」というようなものはあるのでしょうか。以上です。

事務局（鈴木） 会長、よろしいでしょうか。

多賀谷会長 はい、どうぞ。

事務局（鈴木） まず「相当の期間を定めて補正を求め」とあります。その「相当の期間」はどのくらいかという御質問かと思えます。これにつきましては、その事案によって、若しくは補正の内容によって大分ボリュームが変わってくる可能性があるかと思えます。したがって、一概には何とも言えませんが、補正を求めて、請求者の方で、たぶんこのくらいであれば回答できるだろうという合理的な期間を個別具体的に判断して運用しているところです。1 点目の御質問に対しては以上のとおりです。

漆原委員 実際問題、期間は最短、最長で言うとどんなことになりますか。

事務局（鈴木） ちょっと具体の数字は持っておりません。最短、最長というのは、そういう個別の案件によって変わってくるのだらうと思えます。

多賀谷会長 これは要するに補正を求める期間ですよ。

事務局（鈴木） はい。

多賀谷会長 だから、そんな法律的に、事務局としては答えにくいでしょうから、通常は 2、3 週間なんじゃないでしょうか。おそらく、そういうのは、1 か月、2 か月、請求者の方が何らかの事情で答えられないというときは、

もう少し延びることがあるかもしれませんが、2、3週間とか1か月以内ぐらいじゃないかと私は思います。それを明確に決めるということはないだろうと。

行政機関の側が、例えば相当な期間内に回答しなければいけないというの、数か月。1年を超えると、それは多すぎるという相場観があると思うのですが、後は法律的に明確に決まるということはないと思います。菅野先生、どうでしょうか。

菅野委員

漆原さんのおっしゃっていたことで、情報公開とは異なりますけれども、住民監査請求で、いわゆる「行為」があったときから1年を経過すると、監査請求ができないという規定があります。ただ問題によると、行為があったかないかが分からないというような場合があって、その場合は、分かったときから相当期間内に提訴をした場合はいいですよというふうになっているので、その期間がどのくらいかということで争われることはあります。つまり、行為があったときから1年は過ぎちゃっているのですけれども、分かったときから、それではどのくらいならいいのかということで、通常、今、裁判所ではやはり2、3か月、分かってから2、3か月以内に提訴しないともうだめですよという解釈を住民監査請求なんかではとっています。

ただ、この情報公開の問題は、もっと短いというふうに思いますので、会長がおっしゃったように、やはり2、3週間とか1か月とかいうレベルの問題になるのではないのでしょうか。

漆原委員

ありがとうございました。

多賀谷会長

それから今現在、行政不服審査法の改正の動きがあります。次の次ぐの国会に載ってくるのかもしれませんが、それによっては、この手続要領は、またそこで大幅に直されるということはあるかもしれない。行政庁の方の審査の標準的な処理期間というのをどうするかというような話も議論されているというふうに聞いておりますので、そこでそういう話は、また再度、皆さまの方にも伝わってくるだろうと。

よろしいでしょうか。それでは次、資料5について説明してください。

事務局（鈴木）

はい。それでは資料5を御覧ください。平成18年度の行政文書の開示等の実施状況について、状況をまとめましたので御報告いたします。

まず請求件数ですが、平成18年度22,434件で、ちなみに平成17年度が約20,000件だったところですので、件数としては、ほぼ横ばいということになります。では具体的にどのような請求が多かったのか、どこら辺のセクションが多く請求されているかということですが、その下の

2の表を御覧ください。

健康福祉部が3,128件、これは具体的には薬務課が1,191件、保険指導課が1,081件あります。ちなみに薬務課ではどのような文書が請求されているかと申しますと、麻薬の届出というのがあるそうです。これは医療機関等におかれる麻薬の管理者から知事に届出があると。何を届け出るかという、基準日において医療機関が持っている麻薬の品名であるとか数量であるとか、若しくは過去1年間の使用量であるとか、そういったものを知事に届け出るということが規定されているそうです。その麻薬の届けについて、平成18年度は請求があったというものです。そして保険指導課の関係は、主に介護保険の関係で請求がありました。

17ページを御覧ください。あと特に多い所では、教育委員会に13,720件の請求がありました。具体的にどこが多かったかといいますと、その右です。千葉商業高等学校が4,573件、指導課が1,195件、教職員課が1,159件というものです。千葉商業高校は、何で多いのか、どのような文書が請求されたか確認してみたところ、平成13、14、15年度の学校日誌であるとか、出勤簿であるとか、旅行命令の関係の書類であるとか、そういったものが請求されたため件数が4,500件に上ったというものです。

指導課につきましては、学力検査問題の関係の文書であるとか、事故報告書の関係であるとかが主に請求されたというふうに聞いております。

教職員課にあっては、職員団体実態調査の関係の文書、そして事故報告書などが請求されたと聞いております。

次は監査委員の所を御覧ください。監査委員は1,061件です。監査委員は、昨年度は100件に足りなかった程度の請求が、平成18年度は1,061件で、これは定期監査に係る文書ですね。出張の関係であるとか、定期監査関係の文書であるとか、介護保険の関係であるとかが請求されて1,000件を超えたという状況と聞いております。主な請求等は以上のとおりです。

では、次に17ページの「3 請求者及び申出者の実人数」ということで、請求者340人、平成17年度が360人ぐらいでしたので、ほぼ横ばいというものです。

最後に「4 行政不服審査法に基づく不服申立てに係る件数及び処理状況」です。件数は、平成18年度286件で、ちなみに平成17年度が150件でしたのでちょっと増えております。これは何で増えたかといいますと、県立学校の入学者選抜関係資料に係るものが230件強ありまし

た。ということで、今回、平成 18 年度の不服申立ての件数が増えているというものです。ですからそれを除けば、平成 17 年度に比べても大分減ってきているのではないかというふうに思います。

資料 5 の説明は以上のとおりです。

多賀谷会長 はい。開示等の実施状況について御説明いただきました。なかなか減らないものといえますか。

漆原委員 よろしいでしょうか。

多賀谷会長 はい、どうぞ。

漆原委員 22,434 件というのは、今度の新たに導入する制度で、受付件数で整理するといくつになりますか。

事務局（鈴木） よろしいでしょうか。

多賀谷会長 どうぞ。

事務局（鈴木） 開示請求書の枚数という意味でよろしいでしょうか。

漆原委員 はい。

事務局（鈴木） 開示請求書の枚数ですと、手持ちの数字なのでちょっと正確かどうかまだ何とも言えないのですが、平成 18 年度は約 2,000 枚の請求書をお預かりいたしました。

漆原委員 はい、ありがとうございます。

多賀谷会長 ほかに何かございますか。

魚住委員 不開示という処理状況があるんですけども、開示しない理由として行政文書を保有していないという理由で開示しなかったというのは、この内どのくらいあるのでしょうか。

事務局（鈴木） はい。不開示 1,042 件ですが、この内の不存在ということですか。この内の不存在が 924 件で、約 9 割です。

多賀谷会長 よろしいでしょうか。そのほかございますか。

それでは、なければ次の案件について御説明してください。

事務局（鈴木） それでは資料 6 とインデックスが振られたページを御覧ください。

これは全国市民オンブズマン連絡会議が毎年行っています「全国情報公開度ランキング」、これについて今年の 3 月に公表がありましたので、その状況を一応資料としてお配りいたしました。ちなみに平成 18 年度、千葉県は、順位として 17 位というものです。あと 19 ページ、20 ページには、発表のあった翌日の新聞記事を参考として添付させていただきました。

資料 6 については以上のとおりです。

多賀谷会長 千葉市がワースト 3 に入っています。これは議会の委員会を公開して

いないという、そっちの方で低い点数が付けられています。特に、これは御意見、御質問はないでしょうから、次の案件について御説明ください。

事務局（鈴木） それでは資料7とインデックスの振られたページを御覧ください。

この資料は、「千葉県情報公開推進会議の活動実績について」ということで整理いたしました。この情報公開推進会議、平成17年7月に立ち上げて、これまで約2年で、その開催の状況等について、若しくは検討内容等について整理したものです。

まず21ページの「1 会議（全体会）開催の状況」から御説明いたします。全体会議については、情報公開制度の運営の改善について調査審議するとともに、開示請求者等からの苦情の処理結果の報告などを行ったということで、（1）平成17年度の第1回会議、7月29日でしたが、これは委嘱状の交付、そして苦情処理調査部会設置の議決、そして部会の委員の指名等を行っていただきました。

次に（2）です。第2回会議、平成17年11月15日ですが、傍聴要領の説明の後、苦情処理調査部会が処理した5件の苦情処理結果の報告、そして平成16年度における情報公開制度の運用状況等の報告が行われたというものです。そして委員から、請求件数等の公表について、請求内容を加味した公表及び開示請求書に受付番号を付することを検討すべきとの意見があり、これらについて今後検討していくこととされたというものです。

（3）平成18年度の第1回会議、5月16日に開催いたしました。苦情処理結果等の報告の後、前回の会議で意見のあった請求件数等の公表方法について検討され、従来、行っていた「請求及び申出件数の多い順の請求者の順位及び件数」、いわゆる上位10位の件数ですが、これの公表をやめまして実施機関別の請求件数を公表することとしたというような報告をさせていただきました。また、開示請求書の受付番号については、平成19年度の施行に向けて作業を進めるということとされました。

次に（4）です。平成18年度の第2回会議（11月17日）ここでは苦情処理結果の報告、支障事案の報告、年次報告書の説明などがありました。そして支障事案については、文書特定困難な請求事案について、実施機関から報告をして議論をいただいたというものです。以上、平成17年度、平成18年度の会議の概要です。

では、主な検討内容はこういったものか。21ページの2を御覧ください。（1）請求件数等の公表方法について、これについて概要ですが、先

ほど申しました「請求及び申出件数の多い順の請求者の順位及び件数」、いわゆる上位 10 位の公表については、請求内容を加味した公表を検討すべきとの意見をいただきました。

その検討結果です。「『請求及び申出件数の多い順の請求者の順位及び件数』については、本県における行政文書開示等の実施状況を広く県民に明らかにし、情報公開制度及びその運用に対する正確な理解を深めることが重要であり公表してきたが、ここ数年、少数の者による大量請求という特異な状況は、その傾向が薄れてきていることから、今後は実施機関別の請求件数（各部上位 3 課）を公表し、これまで以上に具体的な請求の傾向を県民に示していくこととした」ということで、平成 18 年 5 月 30 日に県報に登載いたしました。平成 17 年度の実施状況分から実施をいたしました。

次に（2）です。開示請求書の受付番号、これについては、開示請求書を収受する際に受付番号を付けたらどうかという御意見をいただきまして、平成 19 年 4 月 1 日から実施したところです。

そして（3）支障事案についてということで、これについては、実施機関から制度の円滑な運営に支障があると考えられる事案について報告があったため、その検討を行っていただきました。その検討結果ですが、先ほど御説明いたしましたような御意見をいただき検討して、文書が特定できないような場合は却下して、それに対する異議申立てがあった場合は、情報公開審査会に意見照会を行い、回答を得てから決定・裁決を行う。意見照会の審査は諮問の審査より簡易な手続とする。等々の対応策を実施することとしたというところです。

そして 23 ページの「3 苦情処理の状況」です。中段辺りを御覧ください。平成 17 年度の苦情の申出が 20 件、平成 18 年度については 12 件、なお平成 19 年度は 2 件ということです。

平成 17 年度の苦情処理調査結果としては、実施機関に是正を求めた事案が 4 件、実施機関の対応に不適切な点がなかったという事案が 7 件、そして行政不服審査法など他制度により処理されるべき事案というのが 9 件でした。

また、平成 18 年度につきましては、実施機関に是正を求めた事案が 1 件、実施機関の対応に不適切な点がなかった事案、これが 9 件、そして行政不服審査法など他制度により処理されるべき事案というのが 2 件というようなことでした。

実施機関に是正を求めた 5 件というのは、例えば開示請求者名の流出

であるとか、開示決定の遅延であるといった事案ですが、これらについては実施機関において適正かつ迅速な事務処理の徹底を図り、再発防止に努めているところです。

以上、資料7についての説明です。

多賀谷会長

活動実績2年間にわたってのところをまとめていただきました。何か漏れていることとかございますか。よろしいでしょうか。

では次に、本日傍聴されている方の発言をいただきたいと思います。傍聴されている方の中で発言をしたい方は挙手をお願いいたします。

はい、どうぞ。お名前を言っていただいて。

傍聴人(村越氏)

村越と申します。千葉市に住んでおります。3点ばかり、質問やら意見やらを言わせていただきたいと思うのですが、一つが、先ほど事務局からの御説明の中でありました、今度の運用基準等の見直しの中で「標準的な処理期間」、「標準的な」という文言を多用されてきています。それで、例えば「30日以内を標準的な処理期間とする」というようなことを「30日を標準的な」と、こういう「以内」を取っているという部分がございます。これは、むしろ情報公開が進展したのではなくて後退したという印象を私は受けました。

ということは、情報公開請求についても言えるんですが、今回、請求については触れていないようですが、千葉県は御存じのように30日以内になっています。大部分の自治体は御存じのように14日以内です。したがって、「標準的な」という文言を使う場合には、「自治体としては標準的には14日以内だ」と。「千葉県は特に30日以内を限度としている」と、こういうような使い方をしてほしいというように感じますので、この資料にもその辺の御説明が十分にはされていないように受け取りますので、できれば追加して御説明をいただきたいなと思いました。

それから補正要求についての考え方でございますが、これは是非慎重な運用をお願いしたい。私の個人的な経験からしても言えることなのですが、千葉県じゃなくてほかの、具体的には国だったのですが、請求をしましたところ、入り口で補正要求をされまして、頑として受付自体を拒否されました。私は、初めて請求した訳ではなくて、いろいろなところで請求をしてきていますので、形式に反しているということは全くなかったのですけれども、文書を特定していないということで受付を拒否されました。補正には応じるということをお願いしていたのですが拒否されました。最終的には補正要求という形になりましたけれども、そういう形で恣意的な運用をされる可能性が大いにあります。したがって、慎

重なる運用をしていただきたいと思いますけれども、どうもその辺の配慮が十分なされているのかどうかというのが、いささか疑問に感じました。

もう1点ですけれども、これは言葉のあやかもしれませんが、この資料の7ページに「補正要求」という文言がございます。これを見てちょっとショックだったのですが、先ほど言いましたように、請求者に対して「補正を求められる」というようなことがありますけれども、この資料で言いますと、開示請求者は、業者もいるかも知れませんが市民です。市民に対して行政から「要求される」と、こう受け取る可能性があります。あまり適当な言葉ではないのではないかなと。後の方では「補正を求める」という言葉が出てきていますが、「要求」という言葉は非常に強い言葉だと。私の先ほどの経験から言いますが、何としても「受け付けられないよ」と、「要求するんだよ」というような、そういう受け取り方をされかねない。というふうに受け取りましたので、そういうことでよろしいのかどうかも含めて、できれば事務局の御意見を聞かせていただきたいなと思います。以上でございます。

多賀谷会長

意見を言いますか。はい、どうぞ。

事務局（鈴木）

それでは事務局から何点かお答えします。まず、最後の資料7ページの「補正要求」という言葉について、これは、苦情の申出者が苦情申出書に「補正要求」という表現を使っておりましたので、そのまま記載いたしました。では、実施機関は「補正要求」という文言を使っているかということなのですが、実施機関の補正を求めた書類を見たところ、「要求」という言葉はもちろん使っておりません。「確認を求めます」「書面により回答してください」「何々の文書を開示することよろしいですか」というような表現を使っております。ですから、行政の側から「要求」という表現を使っている訳ではありません。

そして2番目の「補正については慎重な運用をお願いしたい。その配慮はどうだろうか。」という御質問だったと思います。これにつきましては、請求があった場合に、情報公開・個人情報センターと実施機関と必ず協議をした上で必要な補正を求めましょうと。補正を求めるに当たっては、例えばこんな文書がありますというような、内容に関係するような行政文書名を示すなどした上で、請求者が何を見たいのか、どういった文書が見たいのか、特定しやすいような形で補正を求めるというような運用をしているところです。

そして標準的な処理期間について、「以内」というのを取っているということにつきましては、文言の整理ということで統一した訳ですが、30

日以内でなるべく速やかにやるということについては全く変わっておりませんのでその点は御理解いただけたらと思います。以上です。

多賀谷会長

補正要求の所は、そういう話だったら、ここは「補正の求め」と替えればよろしいんじゃないでしょうか。それで、標準的な処理期間が 30 日以内等の話は、今、やってもいいんですけど、これは行政不服審査法の話になってくるので、その時またリターンマッチでやったらどうかと思います。今議論しても、あまり短い時間なので。よろしいでしょうか。

それでは、そのほかの御意見、どなたか。どうぞ。

傍聴人（中谷氏）

中谷でございます。何点か言いますが、まず、第一に、例えば、今、村越さんからの発言があったのが、本来、委員各位からそういった疑問点の指摘等があってもしかるべきではなかったのかなと考えました。それが感想の第一であります。

それから、今までのこの資料についての御説明を聞いていたのですが、ちょっとよく分からないのですが、12 ページの一番下の段です。「3(3)ウ 要綱 P 10」の所の古い方ですと(イ)の所ですが、「上記ア(ウ)の却下処分に係る異議申立てに対する決定に当たっては」の次ですが、アンダーラインが引いてある。「開示請求権制度の基本に関わるものであることから」って、これを変えていますね。その意味は何だろうか。これは変えなくていいんじゃないのかなと僕は思ったのですが。それともやっぱり、どこかの国の、美しい国を美しくないようにしている首相がいるもんで、それに合わせて「権利、権利というのはけしからん」と、そういうようなことをお考えになったのかなと思ったのですが、いかがでしょうか。これが一つ。

それから二つ目が、僕は千葉県の県政に参画するために、一所懸命インターネットを毎日見ているのですが、今もあると思うんだけど、この本日の会議の開催通知ですが、そのインターネットの所には議題として第 1 号から第 7 号まであったような気がするんです。ところが、ここで見ると、全部報告という形で、僕は報告と議題というと、報告の方が軽いような気がするんですが、どうしてそうなったのかなということで、とりあえずまず 2 点をお尋ねします。あと、いっぱい意見があるのですが、よろしくどうぞ。

多賀谷会長

事務局、答えられますか。

事務局（鈴木）

はい。まず資料の 12 ページの関係です。「開示請求権制度の基本に関わるものであることから…聴くものとする」、これにつきましては、今回、文書が特定できない場合について、意見を聴きましょうということ

で、手続を定めました。これは従前、権利濫用で却下した場合に対する異議申立てがあった場合には意見を聴きましようとなっていたものを、今度は文書の特定ができないとして却下する場合にも異議申立てがあったら意見を聴きましようというふうに直したものです。したがって、まさにこれは手続のことを規定したということで、開示請求権制度の基本に関わるものであるということは、まさにそのとおりなんです。手続を規定するという意味でここは落とすという次第です。

次に、「議題でなくて、なぜ報告か」ということだったと思いますが、これまで4回情報公開推進会議を開催いたしました。苦情の処理については、これまで議題として整理されてきました。これまでの次第は皆そうだったと思います。そして、そのほか例えば開示の状況等については、報告ということで整理させていただいているところです。ということで、今回の次第では議題と報告というふうに分けたところです。以上です。

傍聴人（中谷氏） どうもありがとうございました。特に前段の所は、まだよく理解できないし、行政側が権利を削るというようなことについては、やっぱり非常に違和感を感じます。

多賀谷会長 前段の所は、今までは具体的な制度がなかったので、抽象的に開示請求制度という表現を使っていた訳で、この会議で具体的な制度を作ったということで、私は抽象論として制度の趣旨をというよりは、具体的な制度を作ってそれを書いた方が、より権利保護というか、ただ単に抽象的に権利と書いてあっても、その権利がどう保護されるかというのを書いていなければ、それは画餅になりますので、その点では別に権利を軽視しているという訳ではないと思います。

傍聴人（中谷氏） はい、了解しました。ありがとうございます。

では、次にいよいよ本題に入ります。これ、すみませんが配ってくださいますか。資料をお配りします。行政側に2部、委員に各1部あります。

一つは情報提供だとか、それからあとは意見とか、いろいろありますが、とりあえずまずA-1を御覧いただきたいと思います。これ、今まで僕が欲しくて、欲しくてしょうがなかったものがやっと出てきました。いわゆる存否応答拒否権を行使されたものであります。

このことは、やっぱり苦情処理の事案1にも関わってくるのかなと思いますが、まずそこに書いてあるように1999年ですか、平成11年の新聞、その「公立高校の入試データを出せ」ということに対する開示請求をやったんです。このほか7枚請求したのですが、全部同じような

決定であります。その開示しない理由というのが、2行目、「千葉県情報公開条例第11条に該当する」と。要するに存否応答拒否です。「本件開示請求は、開示請求書添付の新聞記事の記載により判明する特定個人の訴訟提起に関する情報の開示を求めるものである」ということであって、「答えること自体が、特定個人が訴訟を提起したかどうかを明らかにすることに」となるということになります。そうすると、新聞記事がインチキを言っているかもしれないということなのかなと思ったのですが、どうなのかなと思います。

そのこの2枚目が新聞記事であります。一番下から3番目です。そこに黒見出しのやつ、そのすぐ下です。「公立高合格者データ公開を」、こういうことなんです。この中で、ここでやっぱり委員の皆さん方に理解してもらいたいのは、お役人は、時代が10年近く前だからかもしれないけれど、うそをつくんです。例えば、この一番下です。「合格者最低点などは各学校で管理して、県が把握していない」と言い切っています。ところがその次を見てください。3枚目です。「平成11年度入学許可候補者学力検査成績」3月12日までに報告する文書です。これを見ますと、入学許可候補者数、それから最高点、最低点、全部出てくる。まさに訴訟対象そのものなんです。それをないと言っている。だからおかしいから、どんなことをやって、後の説明のときにもどういったことを言い繕ったのかなっていうことで調べたいと思ったら、今度案の定、存否応答拒否を発動したというわけです。

しかも、これは面白いことに、こういうふうじゃなくて、1999年度の教育委員会に関わる訴訟記録を出してくれていたら出すというんです。それは僕、拒否しました。だからいかに行政が好き勝手なことをやっているかということなんです。

これでもって困ったなと思っていたら、次の4枚目ですが、A-5です。「逗子市の情報公開制度」、これは一定期間の経過後に情報は公表するんだよという訳です。ちょうど千葉県と逆をやっているんです。ただし20年以降っていうんですけども、逆をやっている。とにかくこれを後でまたお読みいただいて、新しい制度により役立てていただきたいなと思います。県の実態の報告ということでもあります。

それから次は、これもこの場で制度運用の改善にお力をお貸しいただきたいというのがBであります。B-1、異議申立書です。本当は開示決定書等を持ってくればよかったのですが。

まず異議申立ての制度運用の方でお願いしたいと。要するに行服法も

想定していなかったことじゃないのかなと思うことなんです。それはどうということかという、2番目の処分の所を見てください。終わりの所、教指第1205号、平成19年1月11日付けの決定日に、これはおかしいですよと言っている訳です。これなんです。1月11日というのを覚えてください。それから次に、異議申立てに係る処分があったことを知った日というのは1月26日なんです。そこで15日間、間が空いています。

これはどういうことかという、僕は、80円かけて行政が決定書を送ってくれるのは大変だからという訳で、いつも開示と一緒にもらっています。したがって、僕が知ったのは26日なんです。だから26日からかけて、ちょうどこの日がぎりぎりの最後だったんです。ところが、もしこれが郵送されたらどうなるかという、知った日ですから11日に来て、恐らく13日か14日には僕が封を開けるでしょう。そうしたら、この異議申立ては成り立たないんです。

それで要するにどういうことかという、「処分」と「処分の内容」が具体的に分かって、権利回復のための訴えができるかどうかということなんです。そのことに気が付いたんです。例えば運転免許停止だったら、すぐ、いつからいつまでって分かる訳です。その内容がすぐ分かる。ところが公文書公開制度だと、実際に文書を見ないとどこがおかしくて、その権利回復のためにどうすればいいかって具体的な訴えができないんです。僕が、26日に初めて分かる訳です。ところが11日付けだったから、これはおかしい。これが郵送されていたら、えらいことになっていたということなんです。だから、これは是非何らかの改善策をとっていただきたいと思います。

それから次、Cに行きます。僕がこれを出すのは、これが2回目あります。1回は行政側が出して、あと2回は僕が出しました。いよいよ各委員、各委員のお仕事はこれが最後になると思います。そこで、このことを改めて読んでいただいて、皆さま方が県民代表というのか、公募委員が3名いらっしゃる。それから7名が団体代表で県民代表という、それから5名が有識者の方。それぞれが所期の目的を達せられたかというようなことで考えていただきたいなと思うんです。

特に、この前も、僕、これをお配りしたときに言ったんだけど、2のところ。「委員各位への要望について」というところの「3）居住する自治体で自ら情報公開と住民監査請求を体験してほしい」という。それからその次にあります。そのすぐ上の「2）団体代表者は選考経緯を含めて委員になった経緯について、県民に何らかの形で説明」をして

もらいたいと。発言の中で出てくるかと思ったら、これは皆無でした。ということです。

それで「おやおや」と思っていると、今日のインターネットの議題、会議次第を見ると、議題第7号に今までの総括をやるようなところがありました。報告で、第6号報告になるのですか、ありました。僕は、ここで皆、委員の各位が論議して、「1年間こうだった、2年間こうだった」と。「おれはこういうことを発言できなかった」とか、「勉強になった」というのはあるのかなと思っていたんです。それに基づいて新たな委員の人選が行われるのかと思ったら、県はどういうことをやったかということ、5月11日に新しい公募委員を求めるということを県民に告知しました。しかも、委員は3人のみ。

そうすると、これはやっぱり今までのディスカッションが生かされていないんじゃないのかなと。僕自身は、委員を6人にするとか、それから団体も、いろいろと僕は全部調べました。それから僕は、この推進会議については、行政にある支出伝票も含めて、かなり持っていると思うんです。いろいろ調べたんです。そういうことから考えて、やっぱり僕は、公募委員というのをもっと多くしなきゃいけないと思っているし、だからそういったことの反省があるのかなと思って。そうしたら、今度、委員の定数がもう、3人と初めから決まっている。一体、これはやっぱり他の審査会と、これは大変失礼なんだけれども、委員の各位が頑張っているのはよく分かるんだけれども、他の委員と同じように行政の手のひらの中で踊っているふうになっちゃったのかなと。大変失礼なことを言っているんだけれども、それは十分分かっているんですけど、本当に僕は残念だと思います。

それからもっと言うならば、この会議は推進委員会があって、それから推進委員会から会議ができたんです。推進委員会の発展の元というのは、千葉県市民オンブズマン連絡会議が、僕はスタートだと思っているんです。その委員が団体代表に入っていない。これは一体どういことなのかなと。生みの親が入っていないのは誠におかしい。それで県民代表だということで、七つのグループが出てくるということもある。

そこで最後に、一番最後のページですが、これは公開条例の前文です。やっぱり僕が一番引っかかるのは3行目です。「県民の県政に対する理解と参加を促進」するって言っています。だからこの会議は、すべてあらゆる行政をチェックしなきゃいけないし、県民が参加できるように、もっと議論も活発にしないとダメだと僕は思っているんです。要するに、

これが県民の唯一のよりどころだと僕は思っています。

そういったようなことで、本当に長年の、2年間本当に御苦労さまでしたと感謝を申し上げますとともに、更なる発展のことを期待して終わります。どうも御苦労さまでした。

多賀谷会長

あとは、よろしいですか。中谷さんがフィナーレみたいな発言をしたので、ほかの傍聴人の方はなかなかしゃべりにくいのかもかもしれません。

この後、事務局の方から何か御説明がありますけれども、もし傍聴人の方から何か御意見がなければ、今のは、私への何か返答しろという言葉だろうと思いますので、よろしいでしょうか。

中谷さんの今の御指摘等について、最初の方の不開示決定、存否応答拒否の話、それとその次の学力検査ですか、その合格不合格の話については、やや技術的な所もありますので、私も今とっさには御返答できません。次回以降の会議で議論の参考の資料とさせていただきたいと思うのです。

会議の運営についてですけれども、確かに中谷さんがおっしゃるように、この会議は今後どうあるべきか、ということについて、ここで議論をするというのも一つの手だろうと思いますけれども、私はそれに代えて、もし皆さまの方からこの会議を終わるに当たって、何らかの御意見がございましたら、それを是非書面で、事務局あてにお出しただければと思います。

それから推進会議の持ち方ですけれども、確かに事務局の方から任期が来たので、公募委員については公募をするということで、私の方も従前どおりの形ですという事務局の方針について了解をいたしました。中谷さんの御提案というものについては、一つの提案として重く受け止めたいと思います。

ただ私は、これは勝手な理屈なんですけれども、推進会議というものは、現実に情報公開について県民の意識を高めるということがあると思うのですけれども、それは、私はやはり情報公開について特に意識が高い人たちだけが集まると、そういうものではないだろうと思います。正直言いまして、情報公開の制度について、千葉県の中ではやはり十分に知れ渡っているというものではないだろうと思います。その意味で、公募委員なり、各団体の代表という方も、情報公開に親しんでない方々にこの会議の内容に触れていただいて、そういう団体等の中でも、制度についてそういうものがあるということを知っていただくというのが一つのあり方だと考えます。

そして情報公開について、先鋭的な意識を持っていらっしゃる中谷さんみたいな方は、御苦勞で申し訳ないんですけども、毎回傍聴席にいらしていただいて積極的な意見をいただいているという、今の状況が私はそれなりにバランスがとれているのではないかと。だからあなた方がいなくなってしまったら、たぶん、傍聴人がいなくなって、この委員だけになってしまうと、これは会議として機能しなくなる可能性が確かにあると思います。

そして、公募委員等について人数を増やせという御意見については、今後の検討課題として一応そういう御提案があったということを受け止めるというふうにさせていただきたいと思います。形式と、また実態としてこの推進会議自体が、千葉県の情報公開行政がたるまないようにチェックするという機能を、私はそれなりに果たしているというふうに思っております。よろしいでしょうか。

放っておくと、こういうのはルーティンになってしまいますので、そういう形で刺激をしょっちゅう与えていただくのは必要だろうと思います。よろしいでしょうか。

それでは最後に事務局から何かございますか。はい、どうぞ。

傍聴人（柳沢氏） 中谷さんのフィナーレの後でちょっと発言しづらいんですけども、柳沢です。2人の質問の、あるいは御意見の中でほぼ県民・市民からの考えは言われておりますので、この説明の中でちょっと気が付いた点をいくつか確認させていただければと思います。あるいは要望というふうにとっていただいても結構です。

ナンバーを取る点について、4月1日から実施し、県民にとっては大きな収穫だったと思います。県当局にとってもこれを十分に生かして効率化に結びつけていただければと思います。ただここまで来るのに非常に時間がかかったということについては、苦言を呈させていただきたいと思います。

一つ気が付いたんですけど、ナンバーを枠の外にとったのはなぜなのか、一般的には枠の中に入れてやるんですけども、意外にこのナンバーを、ナンバーっていうんですね、枠を押し位置、場所、スペースに苦勞するんです。意外にこの下に書く欄が取れないというケースも出てくる可能性もありますので、できれば枠の中に収められたらよろしいんじゃないかと思います。

それと資料8ページに関係するんですけども、答申とか、その他の日にちが決められましたけども、諮問までの日にちが、意外に異議申

立人、あるいは情報公開請求人にとっては待ち遠しい、いらいらしている。あるいは忘れてしまうくらい放ったらかしに遭うというケースが多い。この辺も十分検討して、諮問までの日にちをぐっと詰めていただけるようなことを考えていただきたい。

それと、「その他の改正点」で、「答申後に答申の内容に影響を及ぼすような新たな事実」とありますが、この「事実」が過去にあったかどうかということをお聞きしたいと思うんですが。ほかのページにも関係するんですけども、いわゆる不存在の決定が多いんです。この不存在の決定をされると請求人は、しょうがないなということであきらめちゃう。意外にそれがあったんだというようなケースが千葉県には見られるということです。必ずしも不存在の決定をいただいた人は異議申立てをしませんので、あるいはするすべも知らなかったり、あるいはそこまではということで遠慮したりします。今後、不存在という決定を出すについて、どのような経過を経ているのか、これはそこまでの間では実施機関しか関知していないんでしょうけども、審査会なり、あるいは推進会議としても、不存在との決定が意外に安易に出る、あるいはそれを逃げ場にするというケースが見られますので、その辺を十二分に今後検討していただきたい。対応していただきたいと思います。

それと一番最後だったですか、この「請求及び申出の実施機関別内訳」、ここに議会が入っていないのはなぜなのかと思ったんです。議会はゼロだったから入れないと思ったら、ゼロのところもあるんですね。議会は実際ゼロではなかったはずなので。

多賀谷会長 条例の対象外です、議会は。独立しているから対象外です、千葉県の場合には。別の条例があるから、それは別です。

傍聴人（柳沢氏） はい、分かりました。ちょっと勘違いしていました。そういうことです。以上です。

多賀谷会長 それでは今の御意見は、今後ということなので、お聞きしておくことにします。それでは事務局、どうぞ。

事務局（岩下） それでは、私の方から委員の皆さま方のこの2年間の御協力に対しまして、一言御礼を申し上げさせていただきます。本千葉県情報公開推進会議は、御案内のように、情報公開制度の運営の改善について検討していただく。また、併せて情報公開事務に関する苦情処理を行うという、全国的に見ても例のない第三者機関として、平成17年7月に発足したところでございます。早くも2年が経過しようとしているところでございます。

この間、委員の皆さまには、大変お忙しい中、委員をお引き受けいただき、会議では県民の代表として、また専門的なお立場から有意義な検討をしていただきまして、先ほど事務局の方から説明がありましたように、大きな成果を上げることができたというふうに考えております。

皆さま方におかれましては、今後とも本県の情報公開制度のより円滑な運用と充実のために重ねてまた御協力をいただければというふうに思っております。どうもありがとうございました。

多賀谷会長

よろしいでしょうか。それでは、これをもちまして平成 19 年度第 1 回情報公開推進会議を閉会いたします。どうもありがとうございました。

会議録署名人

会議録署名人